

平成15年3月期 個別財務諸表の概要

平成15年5月26日

上場会社名 住友信託銀行株式会社
コード番号 8403

上場取引所 大証・東証
本店所在都道府県 大阪府

(URL <http://www.sumitomotruster.co.jp>)

代表者 役職名 代表取締役社長 氏名 高橋 温

問合せ先責任者 役職名 管理部 財務・税務会計グループ長

氏名 野々村 慎一

TEL (03) 3286-8187

決算取締役会開催日 平成15年5月26日

中間配当制度の有無 有

定時株主総会開催日 平成15年6月27日

単元株制度採用の有無 有 (1単元 1,000株)

1. 15年3月期の業績 (平成14年4月1日～平成15年3月31日)

(1) 経営成績

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経 常 収 益		経 常 利 益		当 期 純 利 益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
15年3月期	546,764	△5.4	△68,390	—	△56,565	—
14年3月期	577,972	△20.6	△67,651	—	△42,207	—

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	株主資本 当期純利益率	経常収支率	総資金量
	円 銭	円 銭	%	%	百万円
15年3月期	△3950	—	△10.5	112.5	37,809,535
14年3月期	△2969	—	△7.1	111.7	36,237,746

(注) ①期中平均株式数 15年3月期 普通株式 1,451,293,525株 優先株式 125,000,000株
14年3月期 普通株式 1,447,335,225株 優先株式 125,000,000株

②会計処理の方法の変更 無

③経常収支率=経常費用/経常収益×100

④経常収益、経常利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり年間配当金			配当金総額 (年間)	配当性向	株主資本 配当率
	円 銭	中 間	期 末			
15年3月期	300	—	300	4,374	—	0.8
14年3月期	500	—	500	7,233	—	1.3

(注) 上記配当は普通株式に関するものであります。

(3) 財政状態

	総 資 産	株 主 資 本	株主資本比率	1株当たり 株主資本	単体自己資本比率 (国際統一基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
15年3月期	15,869,541	638,503	4.0	36877	10.62[速報値]
14年3月期	16,778,313	651,997	3.9	38158	10.84

(注) ①期末発行済株式数 15年3月期 普通株式 1,458,210,364株 優先株式 125,000,000株
14年3月期 普通株式 1,446,617,011株 優先株式 125,000,000株

②期末自己株式数 (普通株式) 15年3月期 5,887,400株 14年3月期 5,630,753株

2. 16年3月期の業績予想 (平成15年4月1日～平成16年3月31日)

	経 常 収 益	経 常 利 益	当期純利益	1株当たり年間配当金		
				中 間	期 末	
	百万円	百万円	百万円	円 銭	円 銭	円 銭
中間期	270,000	25,000	15,000	—	—	—
通 期	550,000	70,000	42,000	—	400	400

(注) 上記配当は普通株式に関するものであります。

(参考) 1株当たり予想当期純利益 (通期) 28円28銭

※ 上記の予想は、当社の経営方針・財政状態を踏まえつつ、将来の業績に影響を与え得る不確実な要因に関する仮定を含む前提のもとに作成されたものであります。実際の業績は、今後の様々な要因によって大きく異なる可能性があります。

配 当 状 況

		1 株 当 た り 年 間 配 当 金		
			中 間	期 末
15 年 3 月 期	普通株式	円 銭	円 銭	円 銭
	優先株式	3 0 0	—	3 0 0
14 年 3 月 期	普通株式	円 銭	円 銭	円 銭
	優先株式	6 0 8	—	6 0 8

1 6 年 3 月 期 の 配 当 予 想

		1 株 当 た り 年 間 配 当 金		
		中 間	期 末	
16 年 3 月 期	普通株式	円 銭	円 銭	円 銭
	優先株式	—	4 0 0	4 0 0
		—	6 0 8	6 0 8

(参 考)

「1 5 年 3 月 期 の 業 績」 指 標 算 式

$$\bigcirc 1 \text{ 株 当 た り 当 期 純 利 益 }^{*1} \dots \frac{\text{当 期 純 利 益} - \text{普 通 株 主 に 帰 属 し な い 金 額 }^{*2}}{\text{期 中 平 均 普 通 株 式 数 (自 己 株 式 を 除 く)}}$$

$$\bigcirc \text{株 主 資 本 当 期 純 利 益 率 }^{*1} \dots \frac{\text{当 期 純 利 益} - \text{普 通 株 主 に 帰 属 し な い 金 額 }^{*2}}{\left\{ \left(\frac{\text{期 首 資 本 の 部 合 計} - \text{期 首 の 控 除 する 金 額 }^{*3}}{\text{期 末 資 本 の 部 合 計} - \text{期 末 の 控 除 する 金 額 }^{*3}} \right) + \left(\frac{\text{期 首 資 本 の 部 合 計} - \text{期 首 の 控 除 する 金 額 }^{*3}}{\text{期 末 資 本 の 部 合 計} - \text{期 末 の 控 除 する 金 額 }^{*3}} \right) \right\} \div 2} \times 100$$

$$\bigcirc \text{株 主 資 本 配 当 率 }^{*1} \dots \frac{\text{普 通 株 式 配 当 金 総 額}}{\text{期 末 資 本 の 部 合 計} - \text{控 除 する 金 額 }^{*3}} \times 100$$

$$\bigcirc 1 \text{ 株 当 た り 株 主 資 本 }^{*1} \dots \frac{\text{期 末 資 本 の 部 合 計} - \text{控 除 する 金 額 }^{*3}}{\text{期 末 発 行 済 普 通 株 式 数 (自 己 株 式 を 除 く)}}$$

*1 当期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用したことにより指標算式を変更しております。

*2 利益処分による優先配当金総額等

*3 優先株式発行金額及び利益処分による優先配当金総額等

「1 6 年 3 月 期 の 業 績 予 想」 指 標 算 式

$$\bigcirc 1 \text{ 株 当 た り 予 想 当 期 純 利 益 } \dots \frac{\text{予 想 当 期 純 利 益} - \text{予 想 優 先 株 式 配 当 金 総 額}}{\text{期 末 (当 期 末) 発 行 済 普 通 株 式 数 (自 己 株 式 を 除 く)}}$$

第132期末（平成15年3月31日現在）貸借対照表

住友信託銀行株式会社

(单位:百万円)

[illegible]

- (注)
1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
 3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については期末前一ヵ月間の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
 4. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
 5. 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～60年
動 産	2年～20年
 6. 自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
 7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
 8. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）を適用しておりましたが、当期からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）を適用しております。
なお、当期は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。
資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。
なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。
異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日毎にその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間毎に直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び下記24.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てしております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 151,688 百万円であります。

10. 投資損失引当金は、投資等に対し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（17,094 百万円）については、5 年による按分額を費用処理しております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
16. 子会社の株式総額 28,305 百万円
17. 子会社に対する金銭債権総額 48,161 百万円
18. 子会社に対する金銭債務総額 332,395 百万円
19. 動産不動産の減価償却累計額 96,064 百万円

20. 動産不動産の圧縮記帳額 28,508 百万円
21. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部等については、リース契約により使用しております。
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は 14,670 百万円、延滞債権額は 164,490 百万円であります。ただし、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は 69,299 百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 1,199 百万円であります。
 なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 155,410 百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 335,771 百万円であります。ただし、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は 69,299 百万円であります。
 なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 27,996 百万円であります。
27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|---------------|
| 担保に供している資産 | |
| 特定取引資産 | 276,301 百万円 |
| 有価証券 | 1,420,050 百万円 |
| 貸出金 | 277,941 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 22,079 百万円 |
| コールマネー | 60,000 百万円 |
| 売現先勘定 | 928,932 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 386,870 百万円 |
| 売渡手形 | 208,700 百万円 |
- 上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 393,984 百万円を差し入れております。
 また、その他の資産のうちデリバティブ取引の差入担保金は 22,087 百万円であります。
 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は 9,715 百万円であります。
28. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 414,412 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 378,404 百万円であります。
29. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布 法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日
 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める標準地の公示価格及び同条第 4 号に定める路線価に基づいて、

合理的な調整を行って算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,261 百万円

30. その他の資産には、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額 5,814 百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠くものと判断しており、国税不服審判所長宛審査請求を行っております。
31. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 398,000 百万円が含まれております。
32. 社債は全額、劣後特約付社債であります。
33. 新株予約権付社債は全額、劣後特約付新株予約権付社債であります。
34. 商法第 280 条ノ 19 第 1 項に規定する新株予約権（商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号）附則第 6 条に基づき、この法律の施行後もなお従前の例によることとされている、取締役及び使用人に付与している新株引受権を含む）の内容は次のとおりであります。

平成 11 年 6 月 29 日定時株主総会において決議された新株予約権

対象となる株式の種類 普通株式
対象となる株式の総数 165 千株
新株の発行価額（行使価額） 1 株につき 727 円

平成 12 年 6 月 29 日定時株主総会において決議された新株予約権

対象となる株式の種類 普通株式
対象となる株式の総数 2,831 千株
新株の発行価額（行使価額） 1 株につき 758 円

平成 13 年 6 月 28 日定時株主総会において決議された新株予約権

対象となる株式の種類 普通株式
対象となる株式の総数 2,587 千株
新株の発行価額（行使価額） 1 株につき 795 円

平成 14 年 6 月 27 日定時株主総会において決議された新株予約権

対象となる株式の種類 普通株式
対象となる株式の総数 2,514 千株
新株の発行価額（行使価額） 1 株につき 656 円

新株予約権付社債の新株予約権

対象となる株式の種類 普通株式
対象となる株式の総数 150 千株
新株の発行価額（行使価額） 1 株につき 500 円

35. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 968,763 百万円、貸付信託 2,110,727 百万円であります。

36. 1 株当たりの当期損失 39 円 49 銭

なお、当期から「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第 2 号）等が適用されたことに伴う影響額は、下記 44. に記載しております。

37. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中のコマーシャル・ペーパー並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。なお、当期末において、満期保有目的の債券はありません。以下 40. まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額 345,866 百万円

当期の損益に含まれた評価差額 173 百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	588,770 百万円	525,102 百万円	△63,668 百万円	35,388 百万円	99,057 百万円
債券	1,094,874	1,103,335	8,461	8,559	98
国債	771,641	772,801	1,160	1,219	59
地方債	31,504	32,739	1,234	1,238	4
社債	291,727	297,793	6,066	6,101	34
その他	1,571,348	1,606,997	35,649	47,133	11,483
合計	3,254,992	3,235,435	△19,557	91,081	110,639

なお、上記の評価差額に繰延税金資産 7,913 百万円を加えた金額△11,644 百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

当期において、その他有価証券で時価のある株式について 95,648 百万円減損処理を行っております。減損処理において、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ 30%以上下落した場合であります。

38. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
8,906,590 百万円	132,067 百万円	110,087 百万円

39. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	28,384 百万円
関連法人等株式	19,114 百万円
その他有価証券	
非上場外国証券	135,859 百万円
非上場株式（店頭売買株式を除く）	55,025 百万円
貸付信託受益証券	18,071 百万円

40. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債券	333,741 百万円	689,230 百万円	78,661 百万円	1,701 百万円
国債	305,246	467,555	—	—
地方債	—	16,514	16,225	—
社債	28,495	205,161	62,436	1,701
その他	148,948	603,759	746,810	200,516
合計	482,690	1,292,990	825,471	202,217

41. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,193,667 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 4,985,409 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

42. 当期末における退職給付引当金及び前払年金費用並びに同引当金と相殺又は前払年金費用に加算されている退職給付信託における年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）は、それぞれ以下のとおりであります。

	退職一時金 百万円	厚生年金基金 百万円	適格退職年金 百万円	合 計 百万円
退職給付引当金	△2,005	△10,799	△1,517	△14,322
(退職給付信託の年金資産控除前)				
退職給付信託の年金資産	2,198	68,480	22,271	92,951
(未認識数理計算上の差異を除く)				
合 計	193	57,681	20,754	78,628
うち退職給付引当金	△315	—	—	△315
(退職給付信託の年金資産控除後)				
前払年金費用	508	57,681	20,754	78,943

43. 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用しております。なお、これによる当期の資産及び資本に与える影響はありません。

44. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、前期において採用していた方法により算定した場合の1株当たり当期損失金額は以下のとおりであります。

1株当たり当期損失 39円49銭

45. 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成15年4月22日付内閣府令第47号）により改正されたこと等に伴い、当期から次のとおり表示方法を変更しております。

- (1) 前期において区分掲記していた「債券貸付取引担保金」は、当期からは「債券貸借取引受入担保金」として表示しております。
- (2) 前期において区分掲記していた「転換社債」は、当期からは「新株予約権付社債」に含めて表示しております。
- (3) 前期において区分掲記していた「再評価差額金」は、当期からは「土地再評価差額金」として表示しております。
- (4) 前期において区分掲記していた「評価差額金」は、当期からは「株式等評価差額金」として表示しております。
- (5) 前期において資本の部は、「資本金」、「法定準備金」及び「剰余金」として区分掲記しておりましたが、当期からは、「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」として表示しております。

なお、地方三公社（土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社）が発行する債券については、従来「有価証券」中「地方債」で表示しておりましたが、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」（平成14年法律第65号）が本年1月6日に施行され、同日以降、証券取引法上の有価証券とされたことに伴い、当期からは「有価証券」中「社債」に含めて表示しております。この変更により、「地方債」は19,321百万円減少し、「社債」は同額増加しております。

46. 東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年東京都条例第145号）（以下都条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成12年10月18日、当社は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金2,264百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当社を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金4,693百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当社を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。

このように当社は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、前期と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、当期は2,458百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ「経常損失」は同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は12,328百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」及び「株式等評価差額金」は、それぞれ103百万円、378百万円減少し、「土地再評価差額金」は103百万円増加しております。

また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年大阪府条例第131号）（以下府条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成14年4月4日に、当社は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成14年大阪府条例第77号）（以下平成14年改正府条例）が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成15年大阪府条例第14号）（以下平成15年改正府条例）が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることになりました。これ

により、当事業年度に係る大阪府に対する事業税については、平成 15 年改正府条例附則 2 の適用を受け、当社の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成 14 年改正府条例及び平成 15 年改正府条例を合憲・適法なものとして認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は 8,262 百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」及び「株式等評価差額金」は、それぞれ 69 百万円、253 百万円減少し、「土地再評価差額金」は 69 百万円増加しております。

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 15 年法律第 9 号)が平成 15 年 3 月 31 日に公布され、平成 16 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より銀行業に対する法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成 15 年改正前地方税法第 72 条の 12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成 16 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。この変更に伴い、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成 16 年度以降の法定実効税率は、当期の 38.76%から 40.46%となり、繰延税金資産の金額は 8,678 百万円増加し、当期に計上された法人税等調整額の金額は同額減少しております。再評価に係る繰延税金負債の金額は 92 百万円増加し、土地再評価差額金の金額は同額減少しております。また、株式等評価差額金は 336 百万円増加しております。

第 132 期〔平成 14 年 4 月 1 日から
平成 15 年 3 月 31 日まで〕損益計算書

住友信託銀行株式会社

(単位：百万円)

科 目		金 額
経信	常託収報益酬	546,764
資	金	71,382
	貸有コ債買預金	273,533
	務受そ	131,639
	定	126,856
	商特その外国その株金	198
	の	2
	他	3
	の	5,407
	他	385
	の	9,038
	他	45,748
	の	816
	他	44,932
	の	8,094
	他	722
	の	7,106
	他	265
	の	123,259
	他	4,813
	の	117,829
	他	616
	の	24,746
	他	14,238
	の	110
	他	10,397
経資	金	615,155
	預譲コ売債売借社新金	120,718
	務支そ	40,721
	定	1,487
	特	630
	の	18,069
	他	19,402
	の	13
	他	8,529
	の	2,893
	他	6
	の	17,250
	他	11,714
	の	27,309
	他	308
	の	27,000
	他	478
	の	478
	他	118,901
	の	116,582
	他	2,073
	の	2
	他	232
	の	11
	他	119,010
	の	228,736
	他	8,488
	の	40,392
	他	41,024
	の	100,996
	他	1,512
	の	36,322
経特	動償そ動そ人地	68,390
	税法法当前土当	26,614
	引税人期再	208
	期	2,505
	再	23,900
	期	62,990
	期	1,860
	期	61,129
	期	104,766
	期	103
	期	△48,305
	期	56,565
	期	6,042
	期	116
	期	50,406

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 7,257 百万円
子会社との取引による費用総額 19,682 百万円
3. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
4. その他の経常収益には、株式関連派生商品取引に係る収益 8,097 百万円を含んでおります。
5. その他の特別利益は、証券代行事業の一部営業譲渡益であります。
6. その他の特別損失は、退職給付信託設定損 57,469 百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額 3,659 百万円であります。
7. 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成 15 年 4 月 22 日付内閣府令第 47 号）により改正されたことに伴い、当期から次のとおり表示方法を変更しております。
- (1) 前期において「資金調達費用」中「その他の支払利息」、または「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて表示していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、当期からは、それぞれ同「債券貸借取引支払利息」、または同「債券貸借取引受入利息」として表示しております。
- (2) 前期において区分掲記していた「転換社債利息」は、当期からは「新株予約権付社債利息」として表示しております。
- (3) 前期において区分掲記していた「再評価差額金取崩額」は、当期からは「土地再評価差額金取崩額」として表示しております。

第132期 利益処分計算書案

住友信託銀行株式会社

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失	50,406,414,692
任 意 積 立 金 取 崩 額	61,000,737,876
海外投資等損失準備金取崩額	737,876
別 途 準 備 金 取 崩 額	61,000,000,000
計	10,594,323,184
利 益 処 分 額	6,234,707,303
利 益 準 備 金	1,100,000,000
第 一 回 優 先 株 式 配 当 金 (1株につき6円8銭)	760,000,000
普 通 株 式 配 当 金 (1株につき3円)	4,374,631,092
任 意 積 立 金	76,211
海外投資等損失準備金	76,211
次 期 繰 越 利 益	4,359,615,881

第 132 期末（平成 1 5 年 3 月 3 1 日現在）信託財産残高表

住友信託銀行株式会社

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	1,761,904	金 銭 信 託	20,108,266
証 書 貸 付	1,458,764	年 金 信 託	5,477,868
手 形 貸 付	303,139	財 産 形 成 給 付 信 託	11,515
有 価 証 券	4,476,065	貸 付 信 託	1,963,838
国 債	1,543,093	投 資 信 託	6,804,661
地 方 債	179,661	金銭信託以外の金銭の信託	3,215,853
社 債	655,527	有 価 証 券 の 信 託	8,430,286
株 式	1,182,747	金 銭 債 権 の 信 託	2,868,189
外 国 証 券	915,036	動 産 の 信 託	5,925
信 託 受 益 権	39,465,647	土地及びその定着物の信託	190,265
受 託 有 価 証 券	1,188	包 括 信 託	3,539,459
金 銭 債 権	3,223,012		
生 命 保 険 債 権	0		
そ の 他 の 金 銭 債 権	3,223,012		
動 産 不 動 産	1,968,312		
動 産	5,548		
不 動 産	1,962,763		
そ の 他 債 権	72,290		
そ の 他 勘 定 貸 金	1,477,346		
現 金 預 け 金	170,363		
預 け 金	170,363		
合 計	52,616,131	合 計	52,616,131

- （注）1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 39,302,665 百万円が含まれております。
3. 共同信託他社管理財産 7,839,617 百万円
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 1,543,950 百万円のうち破綻先債権額は 5,847 百万円、延滞債権額は 18,078 百万円、3ヵ月以上延滞債権額は 1,519 百万円、貸出条件緩和債権額は 38,373 百万円、以上合計額は 63,819 百万円であります。ただし、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は 1,708 百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は次のとおりであります。

金 銭 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	280,574	元 本	968,763
有 価 証 券	168,399	債 権 償 却 準 備 金	844
そ の 他	522,026	そ の 他	1,392
計	971,000	計	971,000

(注) 1.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.有価証券には、貸付信託受益証券 153,229 百万円を含んでおります。

貸 付 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	1,263,376	元 本	2,110,727
有 価 証 券	116,591	特 別 留 保 金	12,003
そ の 他	758,016	そ の 他	15,254
計	2,137,984	計	2,137,984

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較貸借対照表（主要内訳）

住友信託銀行株式会社
(単位：百万円)

科 目	平成14年度末 (A)	平成13年度末 (B)	比 較 (A－B)
(資 産 の 部)			
現 金 預 け 金	670,518	822,915	△152,397
コ ー ル ロ ー ン	30,000	80,063	△50,063
買 入 金 銭 債 権	95,869	44,261	51,607
特 定 取 引 資 産	679,926	515,827	164,099
金 銭 の 信 託	—	59,665	△59,665
有 価 証 券	3,468,066	5,069,781	△1,601,714
貸 出 金	9,168,024	8,918,757	249,266
外 国 為 替 産 品	13,534	7,656	5,877
そ の 他 資 産	1,075,893	619,527	456,365
動 産 不 動 産	105,000	109,882	△4,881
繰 延 税 金 資 産	266,881	246,914	19,966
支 払 承 諾 見 返	432,641	501,254	△68,613
貸 倒 引 当 金	△136,094	△217,066	80,972
投 資 損 失 引 当 金	△719	△1,129	410
資 産 の 部 合 計	15,869,541	16,778,313	△908,771
(負 債 の 部)			
預 渡 性 預 金	8,689,399	8,141,452	547,946
コ ー ル マ ネ ー	1,558,646	1,607,512	△48,865
売 現 先 勘 定	60,000	285,012	△225,012
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	928,932	928,407	525
売 渡 手 形	386,870	—	386,870
特 定 取 引 負 債	208,700	342,500	△133,800
借 入 用 金	330,403	203,045	127,358
外 国 為 替 債	424,279	445,609	△21,330
社 会 為 替 債	45,333	5,006	40,326
転 換 社 債	106,600	202,000	△95,400
新 株 予 約 権 付 社 債	—	6,000	△6,000
信 託 勘 定 借 借	75	—	75
そ の 他 負 債	1,477,346	2,074,447	△597,100
賞 与 引 当 金	576,154	1,376,866	△800,712
退 職 給 付 引 当 金	3,141	3,948	△806
債 権 売 却 損 失 引 当 金	315	817	△501
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	—	250	△250
支 払 承 諾	2,199	2,184	14
支 払 承 諾	432,641	501,254	△68,613
負 債 の 部 合 計	15,231,038	16,126,315	△895,277

科 目	平成14年度末 (A)	平成13年度末 (B)	比 較 (A－B)
(資 本 の 部)			
資 本 金	—	284,053	△284,053
資 定 準 備 金	—	280,376	△280,376
再 評 価 差 額 金	—	3,441	△3,441
剰 余 金	—	145,509	△145,509
任 意 積 立 金	—	159,874	△159,874
当 期 未 処 理 損 失	—	14,364	△14,364
当 期 損 失	—	42,207	△42,207
評 価 差 額 金	—	△57,149	57,149
自 己 株 式	—	△4,233	4,233
資 本 金	287,015	—	287,015
資 本 剰 余 金	240,435	—	240,435
資 本 準 備 金	240,435	—	240,435
利 益 剰 余 金	123,970	—	123,970
利 益 準 備 金	44,503	—	44,503
任 意 積 立 金	129,873	—	129,873
当 期 未 処 理 損 失	50,406	—	50,406
当 期 損 失	56,565	—	56,565
土 地 再 評 価 差 額 金	3,236	—	3,236
株 式 等 評 価 差 額 金	△11,790	—	△11,790
自 己 株 式	△4,363	—	△4,363
資 本 の 部 合 計	638,503	651,997	△13,494
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	15,869,541	16,778,313	△908,771

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当期における発行済株式数の増加内容

新株予約権の行使による発行 発行株式数 11,850 千株 資本組入額 2,962 百万円

比較損益計算書（主要内訳）

住友信託銀行株式会社

（単位：百万円）

科 目	平 成 1 4 年 度 (A)	平 成 1 3 年 度 (B)	比 較 (A－B)
経 常 収 益	546,764	577,972	△31,207
信 託 報 酬	71,382	80,421	△9,039
資 金 運 用 収 益	273,533	329,532	△55,999
（うち貸出金利息）	(131,639)	(138,669)	(△7,030)
（うち有価証券利息配当金）	(126,856)	(176,823)	(△49,966)
役 務 取 引 等 収 益	45,748	45,346	401
特 定 取 引 収 益	8,094	5,354	2,740
そ の 他 業 務 収 益	123,259	73,771	49,487
そ の 他 経 常 収 益	24,746	43,546	△18,799
経 常 費 用	615,155	645,624	△30,468
資 金 調 達 費 用	120,718	221,874	△101,155
（うち預金利息）	(40,721)	(73,076)	(△32,355)
役 務 取 引 等 費 用	27,309	23,121	4,187
特 定 取 引 費 用	478	655	△176
そ の 他 業 務 費 用	118,901	41,374	77,527
営 業 経 費	119,010	123,249	△4,239
そ の 他 経 常 費 用	228,736	235,349	△6,612
経 常 損 失	68,390	67,651	738
特 別 利 益	26,614	8,405	18,209
特 別 損 失	62,990	5,787	57,202
税 引 前 当 期 損 失	104,766	65,034	39,732
法人税、住民税及び事業税	103	106	△2
法 人 税 等 調 整 額	△48,305	△22,933	△25,371
当 期 損 失	56,565	42,207	14,357
前 期 繰 越 利 益	6,042	7,619	△1,576
再 評 価 差 額 金 取 崩 額	—	20,224	△20,224
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	116	—	116
当 期 未 処 理 損 失	50,406	14,364	36,041

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較利益処分計算書案

住友信託銀行株式会社

(単位：百万円)

科 目	平成14年度 (A)	平成13年度 (B)	比 較 (A－B)
当 期 未 処 理 損 失	50,406	14,364	36,041
任 意 積 立 金 取 崩 額	61,000	30,000	31,000
計	10,594	15,635	△5,041
利 益 処 分 額	6,234	9,593	△3,358
利 益 準 備 金	1,100	1,600	△500
第一回優先株式配当金 (1株につき)	760 (6円8銭)	760 (6円8銭)	—
普 通 株 式 配 当 金 (1株につき)	4,374 (3円)	7,233 (5円)	△2,858
任 意 積 立 金 (うち別途準備金)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
次 期 繰 越 利 益	4,359	6,042	△1,683

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1株当たり配当金

	15年3月期			14年3月期			16年3月期予想		
	年 間	中 間	期 末	年 間	中 間	期 末	年 間	中 間	期 末
普通株式	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	3 00	—	3 00	5 00	—	5 00	4 00	—	4 00
優先株式	6 08	—	6 08	6 08	—	6 08	6 08	—	6 08

比較信託財産残高表

住友信託銀行株式会社

(単位：百万円)

科 目	平成14年度末 (A)	平成13年度末 (B)	比 較 (A－B)
(資 産)			
貸 出 金	1,761,904	1,972,582	△210,677
有 価 証 券	4,476,065	3,433,949	1,042,115
信 託 受 益 権	39,465,647	38,002,542	1,463,104
受 託 有 価 証 券	1,188	1,868	△680
貸 付 有 価 証 券	—	6,000	△6,000
金 銭 債 権	3,223,012	2,424,250	798,762
動 産 不 動 産	1,968,312	1,691,527	276,784
そ の 他 債 権	72,290	127,316	△55,025
銀 行 勘 定 貸	1,477,346	2,074,447	△597,100
現 金 預 け 金	170,363	157,091	13,271
合 計	52,616,131	49,891,577	2,724,554
(負 債)			
金 銭 信 託	20,108,266	17,939,003	2,169,263
年 金 信 託	5,477,868	5,551,957	△74,089
財 産 形 成 給 付 信 託	11,515	11,694	△178
貸 付 信 託	1,963,838	2,986,125	△1,022,287
投 資 信 託	6,804,661	6,891,416	△86,754
金銭信託以外の金銭の信託	3,215,853	2,894,559	321,294
有 価 証 券 の 信 託	8,430,286	8,267,249	163,036
金 銭 債 権 の 信 託	2,868,189	1,992,498	875,691
動 産 の 信 託	5,925	6,968	△1,042
土地及びその定着物の信託	190,265	204,569	△14,304
包 括 信 託	3,539,459	3,145,533	393,926
合 計	52,616,131	49,891,577	2,724,554

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

比 較 主 要 残 高

住友信託銀行株式会社

(単位：百万円)

科 目	平成14年度末 (A)	平成13年度末 (B)	比 較 (A－B)
総 資 金 量	37,809,535	36,237,746	1,571,789
預 金	8,689,399	8,141,452	547,946
譲 渡 性 預 金	1,558,646	1,607,512	△48,865
金 銭 信 託	20,108,266	17,939,003	2,169,263
年 金 信 託	5,477,868	5,551,957	△74,089
財 産 形 成 給 付 信 託	11,515	11,694	△178
貸 付 信 託	1,963,838	2,986,125	△1,022,287
貸 出 金	10,929,929	10,891,340	38,588
銀 行 勘 定	9,168,024	8,918,757	249,266
信 託 勘 定	1,761,904	1,972,582	△210,677
投 資 有 価 証 券	7,944,132	8,503,731	△559,598
銀 行 勘 定	3,468,066	5,069,781	△1,601,714
信 託 勘 定	4,476,065	3,433,949	1,042,115

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

役員の異動

(平成 15 年 6 月 27 日付)

1. 代表者の異動

取締役兼専務執行役員 (代表取締役)	幡 部 高 昭	〔現 取締役兼常務執行役員〕 (市場事務部長)
退任	伊 戸 富士雄	〔現 取締役兼専務執行役員 (代表取締役)〕 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 取締役会長に就任予定

2. その他役員の異動

(1) 新任取締役候補

取締役兼常務執行役員	屋 代 榮	〔現 常務執行役員〕
取締役兼常務執行役員	荒 木 二 郎	〔現 常務執行役員〕

(2) 退任予定取締役

乗 松 順 平	〔現 取締役兼執行役員総務部長〕 住信リース株式会社 常務取締役に 就任予定
---------	--

(3) 新任監査役候補

監査役 (常勤)	鈴 木 優	〔現 執行役員業務部長〕
監査役 (非常勤)	前 田 庸	〔現 学習院大学名誉教授〕

(注) 前田 庸氏については「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に定める社外監査役の候補者であります。

(4) 退任予定監査役

井 上 雅 雄	〔現 監査役 (常勤)〕 すみしん不動産株式会社 専務取締役に 就任予定
田 中 將 博	〔現 監査役 (非常勤)〕

3. 執行役員の異動

(1) 執行役員の昇任

専務執行役員

櫻 井 俊 治

〔現 常務執行役員〕

常務執行役員

清 水 修 一

〔現 執行役員本店営業第一部長〕

(2) 新任執行役員候補

執行役員

山 田 孝 行

〔現 東京営業第三部長〕

執行役員

奥 野 博 章

〔現 法人業務第一部長〕

執行役員

杉 田 光 彦

〔現 本店〕

執行役員

向 原 潔

〔現 審査第一部長〕

(3) 退任予定執行役員

鈴 木 優

〔現 執行役員業務部長〕

当社監査役（常勤）に就任予定

以 上